注2　「合理的なかつ差別的でない条件」とは、複合運送の事業については、複合運送の事業者が貨物を運送するための措置を適時に（後から入港した貨物に優先して取り扱われることを含む。）とることができることをいう。

定義

1　「国際海上運送サービス」とは、モンゴル国の国際海上運送サービス提供者が、海上運送が主要な部分を占める運送サービスを一部又は一貫した形で自らの顧客に提供するために必要な全ての活動を日本国で行うことができるものをいう。ただし、このことは、第七・二条(m)(i)の規定に基づいて提供するサービスについて行われる特定の約束をいかなる形においても制限するものと解してはならない。

これらの活動には、次のことを含むが、これらに限られない。

(a)　顧客と直接に連絡を取ることによって海上運送及び関連サービスのマーケティング及び販売（見積りから仕入書の作成までの活動を含む。）を行うこと（サービス提供者自らが行うもの又はサービスの提供者と業務上の取決めを確立している他のサービス提供者が行うものに限る。）。

(b)　自らの取引のために、顧客の代理として又は顧客に再販するために国内運送サービス及び関連サービス（一貫したサービスの提供に必要な全ての態様の内陸運送サービス、特に、内陸水路における運送サービス、道路運送サービス及び鉄道運送サービスを含み、航空運送サービスを含まない。）を入手すること。

(c)　運送される物品の原産地及び性質に関連する運送関係の書類、税関関係の書類その他の書類を準備すること。

(d)　何らかの手段（コンピュータ情報システム及び電子データ交換を含む。）により業務上の情報を提供すること（ただし、サービス貿易一般協定電気通信に関する附属書に従うことを条件とする。）。

(e)　日本国において設立された海上運送代理店との間で、業務上の取決め（企業への資本の参加を含む。）を確立すること及び日本国において人員を採用すること（ただし、外国の人員の場合には、第八章に定める約束に従うことを条件とする。）。

(f)　船舶の寄港の準備又は要請による貨物の引取りを行う海運会社の代理として活動すること。

2　「海上貨物取扱サービス」とは、港湾運送会社が行う活動（ターミナルオペレーターの活動を含み、港湾労働者の集団が港湾運送又はターミナルオペレーターの会社から独立して組織されている場合の港湾労働者による直接の活動を含まない。）をいう。当該活動には、次の事項を計画し、及び管理することを含む。

(a)　貨物の船舶への積込み又は船舶からの取卸し

(b)　貨物の固縛又は固縛の解除

(c)　積込み前又は取卸し後の貨物の受取又は引渡し及び保管

3　「コンテナー・ステーション及びデポ・サービス」とは、港頭地区又は内陸部において、バン詰め、バン出し、補修及び船積み可能な状態にすることを目的として、コンテナーを保管する活動をいう。

4　「海上運送の代理店サービス」とは、次のことを目的として、特定の地理的区域において、一又は二以上の海運会社の営業上の権利を代理する活動をいう。

(a)　見積りから仕入書の作成までの海上運送サービス及び関連サービスのマーケティング及び販売を行うこと、海運会社に代わって船荷証券を発行すること、必要な関連サービスを入手し、及び再販すること、書類を準備すること並びに業務上の情報を提供すること。

(b)　船舶の寄港の準備又は要請による貨物の引取りを行う海運会社の代理として活動すること。

5　「海上貨物利用運送サービス」とは、運送サービス及び関連サービスの入手、書類の準備並びに業務上の情報の提供を通じて、荷主に代わって輸送活動を組織し、及び監視する活動をいう。海上貨物利用運送サービスには、その名において、船荷証券又は物品の運送の契約を証明するその他の書類を発行し、かつ、当該契約により当該運送について責任を負う者が提供するものを含む。

B　内陸水路における運送サービス		
(d)　船舶の保守及び修理（CPC八八六八＊＊）	SS	SS
(3)　一定の規模を超える船舶の製造又は修理に利用することのできるドック又は船台の設置又は拡張は、経済上の需要を考慮しなければならない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。
(e)　押し船及び引き船のサービス（CPC七二二四）	SS	SS
(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。

(f)　引揚げその他の救助サービス、給水サービス、給油サービス及びごみ収集サービス（CPC七四五四＊＊、七四五九＊＊）	SS	(f)　水先サービス（CPC七四五二）	C　航空運送サービス	(f)　港湾及び水路の運営に係るサービス（貨物の取扱サービスを除く。）（CPC七四五一）	(d)　第七・二条(a)に定義する航空機の修理及び保守のサービス	(e)　第七・二条(j)に定義する航空運送サービスの販売及びマーケティング	(e)　第七・二条(b)に定義するコンピュータ予約システムのサービス	D　宇宙運送（CPC七三三）	E　鉄道運送サービス	(a)　旅客運送（CPC七一一一）	(b)　貨物運送（CPC七一一二）	(c)　押し列車及び引き列車のサービス（CPC七一一三）
(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	SS	(1)　約束しない。＊＊ (2)　約束しない。＊＊ (3)　約束しない。 (4)　約束しない。	SS	(1)　約束しない。 (2)　約束しない。 (3)　約束しない。 (4)　約束しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　サービス提供者に付与する免許の数は制限することができる。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　約束しない。 (2)　制限しない。 (3)　約束しない。 (4)　約束しない。	SS	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。
(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。		(1)　約束しない。＊＊ (2)　約束しない。＊＊ (3)　約束しない。 (4)　約束しない。		(1)　約束しない。 (2)　約束しない。 (3)　約束しない。 (4)　約束しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　制限しない。 (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。	(1)　約束しない。 (2)　制限しない。 (3)　約束しない。 (4)　約束しない。		(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 (4)　制限しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　外国為替及び外国貿易法により、事前の届出が必要である。 (4)　制限しない。	(1)　約束しない。＊ (2)　制限しない。 (3)　制限しない。 (4)　制限しない。